

令和8年度不妊治療と仕事の両立支援事業業務委託 ～「くるみんプラス」取得応援～ 仕様書

1 事業の目的

近年、不妊治療を受けながら就労を継続する労働者が増加している一方で、治療と仕事の両立が困難で離職に至るケースも少なくない。このことは、当該労働者本人にとってキャリア形成の断絶につながるのみならず、企業にとっても人材流出や採用・育成コストの増大といった課題をもたらしている。

厚生労働省においては、子育てサポート企業としての「くるみん認定」に加え、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を評価する「くるみんプラス認定」制度を創設し、全国的な普及を図っている。

本事業は、山梨県内の企業において不妊治療と仕事の両立を推進し、くるみんプラス認定取得を支援することを目的として実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 委託業務内容

本業務受託者は、厚生労働省が定める「くるみんプラス認定基準」に準拠し、県内企業が当該認定を取得できるよう全面的に支援を行うこと。これに必要な業務を、以下（1）から（4）に掲げる内容として一体的に実施すること。

（1）個別企業説明（オンライン）

・ 説明資料作成

山梨県の不妊治療の実態や課題を十分に理解した上で、適切かつ分かりやすい資料を作成すること。

・ 募集フォーム作成、受付・案内等のメール対応

対象：県内企業

・ 個別企業説明（オンライン）

（2）動画の管理運営（eラーニングシステム）（2本）

・ 「不妊治療の基本・種類等」動画

・ 「不妊治療と仕事の両立の現状、課題、ハラスメント等」動画

（3）制度導入支援（くるみんプラス取得支援）〔対象：5社程度〕

○ 認定基準① 休暇制度設置支援

企業ごとの制度確認、事例紹介、制度提案等

各社オンラインミーティングを3回程度実施することを想定。

○ 認定基準② 社内周知支援

社内配布用チラシデータを作成

○ 認定基準③ 社内研修実施支援

eラーニングの活用を想定

○ 認定基準④ 社内相談体制構築支援

両立支援担当者の育成、オンラインまたは資料提供による支援

（4）不妊治療と仕事の両立推進企業紹介パンフレット制作

・ 不妊治療と仕事の両立支援について積極的に取り組む企業を紹介する冊子を作成（A4サイズ想定）

・ 各社にインタビューを行い、写真・テキストを掲載すること。

・ 3000部を印刷する。データ納品も行うこと。

4 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託期間が終了したときは、業務報告書及び次の成果物を山梨県へ提出すること。

また、受託者は、受託業務に関する事項について、山梨県から調査・報告を求められた場合は、速やかに応じること。

〈成果物〉

- ・ 説明資料
- ・ 制度導入支援記録（ミーティング議事録、支援資料、社内研修資料、相談員養成資料等）
- ・ 企業紹介パンフレット（印刷物3000部及びデータ）

(2) 業務成果の帰属等

① 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

② 受託者は、委託業務により受託者が制作した著作物に関する著作人格権を行使しないものとする。

5 実施体制

受託者は、専門的知見を有する生殖医療専門医等と連携し、正確性・信頼性を担保する体制を整えること。

6 個人情報の取扱い

個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨を踏まえ、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 受託者の責務

受託者は、本委託業務により得た一切の情報について、業務以外の目的に使用し、第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

8 その他

(1) 業務の実施にあたっては、山梨県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 受託者と協議の上、仕様書で示された内容の一部を変更して契約することがある。

(3) 本仕様書に定めのない事項は、山梨県と受託者との協議により決定するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項であっても、山梨県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。

(5) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。